

## 横浜市消費生活総合センター運営要綱

制 定 昭和 49 年 7 月 1 日

全部改正 平成 10 年 1 月 23 日（局長決裁経消第 445 号）

最近改正 平成 28 年 3 月 25 日（局長決裁経消第 1042 号）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市消費生活総合センター条例（昭和 49 年 6 月横浜市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき実施する横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）の運営及び横浜市消費生活総合センター条例施行規則（昭和 49 年 6 月横浜市規則第 82 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （施設の利用時間）

第 2 条 条例第 3 条各号に掲げる施設を利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、次のとおりとする。ただし、条例第 1 条に掲げる目的を達成するために市が主催又は共催する事業に利用する場合は、この限りでない。

施 設 名	利 用 時 間	
相談室	月曜日から金曜日まで	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 6 時まで
商品テスト・実習室	月曜日から金曜日まで	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 5 時まで
展示・情報資料室 会議室	月曜日から金曜日まで 土曜日	午前 9 時から午後 7 時まで 午前 9 時から午後 5 時まで

2 利用時間には、利用の準備に要する時間及び利用終了後の後片付け等、原状回復に必要な時間を含むものとする。

3 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認め、施設の利用時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）の点検又は改修工事により施設の維持管理上やむを得ない場合
- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) 利用時間の延長又は繰上げがあった場合
- (4) この他前各号に準ずる場合

### （開館時間の変更）

第 3 条 規則第 2 条第 2 項の規定により開館時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の点検又は改修工事により施設の維持管理上やむを得ない場合
- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) 利用時間の延長又は繰上げがあった場合
- (4) この他前各号に準ずる場合

### （休館日以外の休館）

第 4 条 規則第 3 条第 2 項の規定により休館日以外の日に開館しないことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の点検又は改修工事によりやむを得ない場合

- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) その他前各号に準ずる場合  
(利用する者の範囲)

第5条 条例第3条各号に掲げる施設を利用することができる消費者等の範囲は、原則として次のとおりとする。ただし、条例第3条第4号に掲げる施設については、この限りでない。

- (1) 横浜市内に住所、勤務場所又は通学場所を有する者
- (2) 横浜市内の消費者の団体等  
(消費生活相談を行う方法等)

第5条の2 条例第4条の2に規定する消費生活相談の事務を行う方法及びその方法ごとの利用時間は、次のとおりとする。

方法	利 用 時 間	
電話相談	月曜日から金曜日まで 土曜日及び日曜日	午前9時から午後6時まで 午前9時から午後4時45分まで
面接相談	月曜日から金曜日まで	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後6時まで

(消費生活相談を行う日時の変更)

第5条の3 規則第3条の2第3項の規定により消費生活相談の事務を行う日及び時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の点検又は改修工事により施設の維持管理上やむを得ない場合
- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) この他前各号に準ずる場合

(消費生活相談を利用する者の範囲)

第5条の4 条例第4条の2に規定する消費生活相談の事務を利用することができる者は、原則として、横浜市内に住所、勤務場所又は通学場所を有する者とする。

(受付時間)

第6条 規則第4条第1項の規定による利用許可申請書（以下「申請書」という。）の受付時間は、月曜日から金曜日にあっては午前9時から午後7時まで、土曜日にあっては午前9時から午後5時までとする。

2 利用許可申請は、申請者がセンターに申請書を提出して申し込むものとする。

(処理日数)

第7条 利用許可申請に係る事務処理は、原則として1日以内に行うよう努めなければならない。

(利用の許可)

第8条 センターの利用の許可は、センターの利用の意思をいち早くセンターに到達させた者に対し与えるものとする。

2 条例第5条第1項の規定により許可をしたときは、利用許可書（第1号様式）を申請者に交付するものとする。

(利用の不許可)

第9条 条例第5条第3項の各号の規定によりセンターの施設の利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。  
ア 危険物を使用する場合で、災害が発生するおそれがあるとき。

- イ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - ウ 集団的又は常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。
  - エ その他前各号に準ずるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- ア 営利を目的として利用しようとするとき。
  - イ 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類することを目的として利用しようとするとき。
  - ウ その他前各号に準ずるとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- ア センターの施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
  - イ 収容人員を超える利用のとき。
  - ウ その他前各号に準ずるとき。
- (4) その他指定管理者が必要があると認めたとき。
- ア 申請書等の記載事項に虚偽があると認められたとき。
  - イ その他前号に準ずるとき。

(不許可の通知)

第 10 条 指定管理者は、申請書を受理し、その内容を審査した上、利用を許可しないと決定したときは、速やかに、書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(利用料金の納入)

第 11 条 利用料金は、指定管理者が定めた期日までに、全額納入しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を指定された期日までに納入しない利用者に対して、許可を取り消すことができる。

(入館者の遵守事項)

第 12 条 センターの入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外のために施設等を使用しないこと。
- (2) 附帯施設をセンター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ若しくは張り付け、文字等を書き、又はくぎ等を打たないこと。
- (4) 許可なく危険物、不潔な物品又は盲導犬以外の動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は特別な設備を設置しないこと。
- (6) 許可なく飲食し、又は所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (8) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (9) 騒音、大声等を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第 13 条 条例第 10 条第 2 号の規定によるセンターの管理上支障があるときとは、次のとおりとする。

- (1) 他人に危害を及ぼし又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 第 12 条の規定による入館者の遵守事項を守らないとき。
- (3) その他前各号に準ずるとき。

(責任者の義務)

第 14 条 利用許可された責任者（以下「責任者」という。）は、センターを利用するに当たり、センターの内外の秩序を維持するために必要な整理員を配置しなければならない。

2 責任者は、非常時の避難誘導体制を整えなければならない。

(職員の立入り)

第15条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、職員をしてセンターの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）が現に利用している施設に立ち入らせることができる。この場合、利用者は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

(物品等の保管)

第16条 利用許可を受けた時間以外は、利用者が持ち込み又は設置した物品等の保管は認めない。ただし、やむを得ない場合は、指定管理者は、これを認めることができる。

2 指定管理者は、保管中に生じた物品等の滅失毀損の責めを負わない。

3 保管中の物品等に起因して、施設等を損傷し又は滅失したときは、利用者はその責めを負わなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 利用者は、施設等を損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を職員に届け出て、必要な指示を受けなければならない。

(損害等の賠償)

第18条 利用者は、自己の責めに帰する理由により施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第19条 施設の利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復さなければならない。条例第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は施設の利用を制限され、若しくは停止させられたときも同様とする。

(委任)

第20条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項については、指定管理者が文書による承認申請を行い経済局長の承認を得て定めるものとする。承認にあたつて経済局長は承認書（第2号様式）を交付するものとする。

## 附 則

この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成5年4月11日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成10年1月26日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条）

利 用 許 可 書

第 号  
年 月 日

様

印

横浜市消費生活総合センターの施設の利用を次のとおり許可します。

行 事 名	
利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
利 用 許 可 施 設	
施 設 利 用 料 金	円
条 件	

(A 4)

センターの施設を利用するものは、利用許可書を持参し、職員に提示してください。

第2号様式（第20条）

文 書 番 号  
年 月 日

横浜市消費生活総合センターの管理運営に関する承認書

（申請者あて）

横浜市経済局長

印

年 月 日第 号で承認申請がありました については、横浜市消費生活  
総合センター運営要綱第20条に基づき承認します。